

180日を超える入院にかかわる特別料金の徴収について

厚生労働大臣の定めるところにより、180日を超えてご入院されている患者さんから、通常は健康保険が負担する入院基本料の一部を特別料金として、**1日につき2,730円（税込）**を徴収させていただくこととなりました。

ただし、厚生労働大臣が定めた特別な状態にあたる患者さんには適応されません。

ご不明な点がございましたら、1階総合カウンター会計窓口までお問い合わせください。

令和2年4月

東京都済生会中央病院